

地域包括支援センターの機能強化について

令和元年度、地域介護サービス運営協議会に地域包括支援センター運営体制検討部会を設置し、地域包括支援センターのあり方について検討を行い、令和元年度第1回運営協議会において部会のあり方が承認された。

令和2年度から、地域包括支援センターの機能強化に向けた取組を実施していく。

1 地域包括支援センターの機能強化の先行実施について

令和2年度から、地域包括支援センターの機能強化の手法の検証を行うため、人員体制の強化と相談窓口の増設を、各1か所で先行実施している。

(1) 実施場所

手法	圏域	委託法人
人員体制の強化 (4名→5名)	西第2 (鳳、鳳南、福泉、福泉上、 福泉東)	社会福祉法人 あすなる会
相談窓口の増設 (ブランチ設置)	東第1 (南八下、八下西、日置荘、 日置荘西、白鷺)	社会福祉法人 そうび会

当該圏域を選出した理由

「高齢者人口」、「高齢者のみ世帯」、「要介護・要支援認定者数」、「独居高齢者人口」の項目は、特に業務の負荷が多いと考えられることから、これらの項目を基準に選定した。

西第2：全ての項目が全圏域2位以内

東第1：全ての項目が全圏域5位以内、かつ、圏域内に所在する同一法人が運営する「在宅介護支援センター」を活用することで相談窓口の増設に対応可能

(2) 検証内容

高齢化に伴う相談ニーズの増加に対応するため、人員体制等の強化により、相談支援業務にどのような効果がもたらされるのかを、総合相談対応件数、訪問や地域活動などのアウトリーチ活動の実施状況、支援内容などの観点から、実施前後で比較を行う。

(3) 今後のスケジュール

2圏域の実施状況から、他の圏域における効果的な手法や組み合わせを検討のうえ、令和3年度以降の予算に反映する。

2 令和2年度認知症地域支援推進員の配置について

基幹型包括支援センターについては、総合調整機能など役割の明確化や、地域包括支援センターへの支援が求められている状況から、本協議会で議論された方向性として、「総合調整機能の強化」「区全体のネットワークづくりの強化」「地域包括ケアシステム推進における重点分野の施策の推進」の3つの機能について基幹型包括支援センターの役割を強化していくこととなった。

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっているため、認知症地域支援推進員が関係機関と連携して、普及啓発や早期発見・早期対応に当たり、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」に向けた施策を推進することが求められている。

そのため、令和2年度には、各基幹型包括支援センターに、認知症地域支援推進員を新たに配置し、区域における認知症施策の推進体制を強化する。

(1)これまでの経過

本市では、平成23年に認知症地域支援推進員を堺市社会福祉協議会包括支援センター統括課に2名配置し、取組を行ってきた。

また、政府の「認知症施策推進大綱」（令和元年6月）において、「認知症地域支援推進員の先進的な活動の横展開」及び「医療・介護等の有機的な連携の推進」など、推進員の活動の推進が明記されたところである。

(2)配置時期

令和2年度10月より、各区基幹型包括支援センターに市から派遣している保健師を認知症地域支援推進員とする。保健師がセンター長を兼務している区（堺区、西区、南区、美原区）については、他職種での配置も含めてセンターで総合的に判断する。

統括課に配置している2名の推進員は、継続して統括課に配置する。

(3)認知症地域支援推進員の活動と役割

- ・統括課：市全体の地域課題や状況を把握するとともに、市、区や関係機関と連携し認知症施策を推進する。
- ・基幹型：区の状況を把握し、認知症地域支援推進員（統括課）や地域包括支援センターと連携し、地域の実情に応じた取組みを展開する等認知症施策を推進する。